

令和3年度 第3回長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時：令和3年10月18日（月） 13時26分～15時30分

2 場 所：TBM長崎ビル地下会議室

3 出席状況：公益委員：3名、労働者代表委員：3名、使用者代表委員：3名

4 議 題

(1) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

5 議事要旨

議題（1）について

① 労働者側委員の意見

労働者は企業貢献だけではモチベーションは上がらない。少しでも賃金が上がることがやる気にもつながる。特定最賃は県最賃とは異なり、作業者を特定した当該基幹労働者の賃金であり、私たちは電機産業で働く基幹労働者の努力貢献に少しでも報いたいと考えている。

これまで33円からスタートし、使用者側委員の意見を聴きながら2回目は30円に歩み寄った。今一步誠意を見せて、地賃同額の28円を主張する。

② 使用者側委員の意見

我々は以前から賃金改定状況調査第4表の産業計の賃金上昇率を注視している。現実的な対応として、令和2年調査と令和3年調査の第4表産業計の賃金上昇率の実績から算定した5円を電子部品等製造業最低賃金の引上げ額として提示する。

労側の提示額は地賃の28円と同額という大きな数字なので、歩み寄りには難しいが、公益委員との調整で結論に持っていきたい。

③ 公益委員の判断

全体協議の後、公労・公使による協議が繰り返し行われた結果、労使双方に一定の歩み寄りがあったものの、意見の一致に至らなかったことから、部会長より、「これまでの経過を踏まえて、最低賃金額を27円引き上げて864円とする公益委員見解を提示し採決し結審としたい」との方針が示された。

多数決により採決が行われた結果、賛成多数となったため、専門部会報告書案が作成され、その内容を労使各委員が了承し、結審となった。

議題（2）について

事務局より今後の審議日程について説明した。

第6回本審（答申）10月28日（木）9:30～

場所：長崎労働局8階会議室